

【給付金振込みのお知らせ】高齢者居住支援特別対策事業の申請者に対し、給付金（8〜11月分）を、12月9日ごろに振り込みます。【問合せ】介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751

ご存じですか？ ひとり親家庭等の福祉制度

市では、国や都と協力して次のような事業を実施しています。

①児童扶養手当

【支給対象】18歳に達した日の属する年度の末日まで（身体障害者手帳1級〜3級程度・愛の手帳1度〜3度程度の障害がある場合は20歳未満）の児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方

父母が離婚した児童 / 父または母が死亡または生死不明である児童 / 父または母が重度の障害を有する児童 / 父または母が1年以上拘禁されている児童 / 父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 / 父または母が保護命令を受けた児童 / 婚姻によらないで生まれた児童（認知した父の扶養がある場合を除く）

【手当額】申請の日の翌月分から

〈児童1人目〉[全部支給] 月額 42,330円

[一部支給] 月額 42,320円〜9,990円

〈児童2人目〉[全部支給] 月額 10,000円

[一部支給] 月額 9,990円〜5,000円加算

〈児童3人目以降〉[全部支給] 月額 6,000円

[一部支給] 児童3人目以降1人につき月額 5,990円〜3,000円加算

※いずれも所得に応じた額です。所得制限があります（児童の父または母から受ける養育費の8割も所得に算入されます）。

②児童育成手当（育成手当）

【支給対象】18歳に達した日の属する年度の末日までの児童で、①の児童扶養手当と同様な状態にある児童を扶

養している方

【手当額】申請の日の翌月分から児童1人につき月額 13,500円※所得制限があります。

③ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達した日の属する年度の末日まで（障害がある場合は20歳未満）の児童を監護するひとり親家庭及びひとり親家庭に準ずる家庭に対して、保険診療の本人負担分を助成します（前年度住民税課税世帯は一部負担あり）。

【対象】ひとり親家庭の父または母 / 両親がいない児童を養育する者 / 父または母が規則で定める程度の障害の状態にある児童 / ひとり親家庭の児童または養育者に養育されている児童

※所得制限があります（児童の父または母から受ける養育費の8割も所得に算入されます）。

④ひとり親家庭ホームヘルプサービス

ひとり親家庭の方が、日常生活にお困りのとき、育児や食事の世話を手伝いするホームヘルパーをご自宅へ派遣します。事前申請・登録が必要です。詳細はお問い合わせください。※所得に応じて費用負担があります。

【①〜④問合せ】子ども育成課子育て支援係 ☎ 551・1737

⑤東京都母子及び父子福祉資金

東京都母子および父子福祉資金・東京都女性福祉資金貸付制度では、ひとり親家庭のお子さんのために貸付を行っています。

【対象】原則都内在住（6か月以上）のひとり親家庭の母および父等

【資金の種類】修学・就職・転宅等、目的により12種類の資金に分かれており、必要な額を限度額内で貸付を行っています。事前に母子・父子自立支援員との面談が必要です。詳細はお問い合わせください。

⑥自立支援教育訓練給付金

【支給対象】ひとり親家庭の母または父で20歳未満の児童を扶養している家庭で次のすべての要件を満たす方
児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方 / 雇用保険の教育訓練給付の受給資格がない方 / 当該講座の受講が、適職につくために必要であり、過去に訓練給付金を受給していない方

【支給対象講座】雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座等

【支給額】修了した対象講座の受講料の60%相当額（上限200,000円、ただし12,000円以下は対象外）

⑦高等職業訓練促進給付金

【支給対象】ひとり親家庭の母または父で20歳未満の児童を扶養している家庭で次のすべての要件を満たす方
児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方 / 修業年限が1年以上の養成機関において、一定の課程を修業し、資格の取得が見込まれる方 / 就業または育児と修業の両立が困難な状況であると認められる方

【支給対象資格】看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・理容師・美容師・歯科衛生士・製菓衛生士・調理師等

【支給額・支給期間】修業期間の一定期間（上限3年）について、申請のあった月から月額100,000円を支給（課税世帯の方は月額70,500円を支給）します。

⑧ひとり親家庭相談

母子・父子自立支援員が、児童の養育・就学の問題、その他生活全般の相談をお受けします。相談を希望される方はご連絡のうえ、来所してください。

【⑤〜⑧問合せ】子ども家庭支援センター ☎ 539・2555

子育てに関するお知らせ

▼助産師と話そう

「助産師からのちょこっと話」は、人が集まり次第開始。12月のテーマは「最近の病院でのお産について」です。（申込み不要）

【日時】12月16日(金)午前10時〜正午

【場所】子ども応援館1階

【対象】妊産婦、子育て中の母子（0歳児から可）、祖父母等

【問合せ】森田助産院 ☎ 551・0323

▼出張「子育てなんでも相談」のお知らせ

子育てひろばの職員が子育てサロン「ぴよぴよらんど」へ出張し、子育ての相談に応じます。

【日時】12月8日(木)午前10時〜正午

【場所】福東会館

【対象】子育て中の親子やその家族、妊産婦等
【問合せ】子ども家庭支援センター ☎ 539・2555

▼ファミリー・サポート・センター会員募集

子育ての援助をしてほしい方（依頼会員）と、子育ての援助ができる方（提供会員）が、

地域で助け合いながら子育てをする会員組織です。保育園などの送迎や、買い物などの外出時に子どもを預かるなど一時的な支援を行います。説明会も子ども応援館1階で随時行っています。

▼依頼会員の募集

【対象】市内在住または在勤で、生後57日〜小学6年生までのお子さんがいる方

【利用料金】700円〜900円/1時間

▼提供会員の募集

【対象】市内在住で20歳以上の心身ともに健康な方。講習会の受講が必要です。

【申込み】ファミリー・サポート・センター ☎ 553・7511

▼養育家庭（里親）を募集しています

さまざまな事情から親元で暮らすことのできない子どもたちをご家庭に迎えて養育していただく家庭を「養育家庭（ほっとファミリー）」といいます。子どもの養育にあたっては、児童相談所の養育相談や研修のほか、養育費の支給など経済的なサポートがあります。

【問合せ】子ども家庭支援センター ☎ 539・2555、立川児童相談所 ☎ 523・1321

里帰り出産も保育園での一時預かりを利用できます

市内に里帰りしている母親が第2子以降の出産で入院している時などに、実家の祖父母が共働きだと、ご家庭で誰も上のお子さんを保育できなくなります。そんな時、市内の保育園で一時預かりを利用できるようになりました。

また里帰り出産に伴い、市外の保育園で一時預かりを利用したい場合は、所在市町村と調整をしますので、事前にご相談ください。

【対象】保護者が育児疲れ、仕事、出産、病気、冠婚葬祭等で、一

時的に子どもの保育が必要な方

【実施園】市内保育園

【利用日数】週3日以内

【利用時間】午前7時〜午後6時（1日8時間以内）

【利用方法】子ども育成課保育係にご連絡ください。また、保護者が直接保育園に申し込むこともできます。※初回利用時は、事前面談が必要です。また、保育園や所在市町村の状況により、利用できないこともあります。

【費用】1日2,500円（4時間未満1,250円）※昼食・おやつ代を含む。

【問合せ】子ども育成課保育係 ☎ 551・1780

出かけてみませんか！ 保育園が行うつどいの場

保育園では、小さなお子さんと保護者が遊びや相談を行える事業を実施しています。
【問合せ】子ども育成課保育係 ☎ 551・1780

事業名・概要等	実施場所・日時	問合せ
子育てひろば 園庭での遊び、絵本の読み聞かせや季節の制作、保育士等による子育て相談も実施。 【定員・費用】小学校入学前の親子5組（要事前予約）・無料	【すみれ保育園】平日の午前10時〜午後1時（食事提供なし） 【福生杉ノ子保育園】平日の午前9時〜正午	すみれ保育園 ☎ 513・3410 福生杉ノ子保育園 ☎ 551・9175
子育てサロン リズム遊びや工作、子育て相談を実施。 【定員・費用】小学校入学前の親子10組（要事前予約）・うち食事提供は5組まで（大人350円、1歳児以上250円がかかります。）	【弥生保育園】主に第二・四金曜日の午前10時〜11時30分（12月は9日(金)、20日(内)に実施）	弥生保育園 ☎ 552・1036
なかよしクラブ（福生市保育協議会主催） 月2回、楽しい歌や体操などを保健センターおよび福祉センターで実施。 【定員・費用】小学校入学前の親子（30組を超える場合は利用制限あり）・無料	【保健センター・福祉センター】水曜日で月2回程度（12月7日、11月11日・25日）午前10時〜11時30分	弥生保育園 ☎ 552・1036 ※申込み不要

老人福祉センター教養講座

▼シルバークラオケ教室
初心者の方も、更に上達したい方もご参加ください。

【日時】1月17日・24日、2月7日・28日、3月7日・28日
日の火曜日午前9時30分〜11時30分（全6回）

【場所】福祉センター地下教養倶楽部

【対象】市内在住の60歳以上の方で全日参加可能な方

【定員】先着60人

【費用】毎月1,000円（月の初回日に集金します。）

【講師】高橋仁一郎氏

【申込み】12月12日(月)から（日・祝日・年末年始を除く）午前8時30分〜午後5時15分の間に社会福祉協議会 ☎ 552・2121へ。

デジタル図書編集ボランティア養成講座

録音済の市のお知らせ等の音源をパソコンでDAISY編集（デジタル録音図書（CIP）にする作業を学びます。）

【日時】1月16日〜2月27日の月曜日（1月23日、2月20日を除く）午後1時〜3時30分（全5回）

【場所】福祉センター

【対象】パソコンの基本操作ができる、市内在住・在勤の方を優先します。また、講座終了後のボランティア活動に参加できる方

【定員】先着15人

【費用】1,500円（参加費・テキスト代）

※初講日に徴収します。

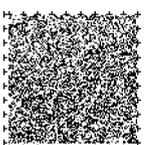
【申込み】12月5日(月)〜1月9日(木)まで（日・祝日・年末年始を除く）午前8時30分〜午後5時15分の間

にふっさボランティア市民活動センター ☎ 552・2122へ。

健診データの提供をお願いします

今年度、市の特定健康診査を受診せず職場の健診及び人間ドックを受診する方は、健診の結果と問診票の写しを保健センターへご提出ください。職場健診等を受診された方のデータも集約し、市の生活習慣病対策に活用する予定です。提出は任意です。ご協力をお願いします。

【問合せ】保健センター ☎ 552・0061



【医療従事者の皆さんへ】医療従事者の皆さんはそれぞれに応じた届出を平成29年1月16日(月)までに保健所へ提出してください。【問合せ】京都福祉保健局医療人材課 ☎ 03・5320・4434、（薬剤師のみ）薬務課 ☎ 03・5320・4503